

第1回 赤穂市地域公共交通会議 会議録

- 1 日時 平成24年12月26日(水) 14:00～15:25
- 2 場所 赤穂市役所 2階 204会議室
- 3 出席者
- (1) 委員
- | | |
|--------|----------------|
| 明石 元秀 | 赤穂市副市長 |
| 田淵 智 | 赤穂市総務部長 |
| 村上 正弘 | 株式会社ウエスト神姫 |
| 中澤 秀明 | 公益社団法人 兵庫県バス協会 |
| 富田 新介 | 赤穂タクシー株式会社 |
| 西川 英也 | 赤穂神姫タクシー株式会社 |
| 佐用 大輔 | 御崎タクシー株式会社 |
| 木村 音彦 | 赤穂市自治会連合会 |
| 木虎 勇 | 〃 |
| 清山 美千子 | 赤穂市女性団体懇話会 |
| 山手 良友 | 赤穂市老人クラブ連合会 |
| 柴原 幸子 | 〃 |
| 寺脇 治夫 | 〃 |
| 和田 昌樹 | 株式会社ウエスト神姫労働組合 |
- (2) 専門員
- | | |
|--------|--------------------|
| 新屋敷 昭一 | 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 |
| 笹岡 至人 | 兵庫県赤穂警察署交通課 |
| 荻 裕之 | 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課 |
| 寒川 美樹 | 兵庫県西播磨県民局光都土木事務所 |
- (3) 事務局
- | |
|--------------------|
| 高山市長公室長 |
| 東南企画広報課長 |
| 平野企画政策係長 |
| 宮本企画広報課主査 |
| 安部建設経済部地域活性化推進担当参事 |
| 永石観光担当課長 |
| 岸本観光係長 |
| 田淵産業観光課事務員 |

4 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) 会長あいさつ 明石副市長
- (3) 委員、専門員等紹介
- (4) 事務局紹介
- (5) 報告事項
- ・赤穂市地域公共交通会議設置要綱の制定について
 - ・赤穂市地域公共交通会議分科会規程の制定について
 - ・赤穂市のバス運行状況について
- (6) 協議事項
- ・副会長の選任について

- ・コミュニティバス（ゆらのすけ）増便運行計画の進め方について

(7) その他

- ・会議規程について

(8) 閉会

5 議事の概要

事務局

定刻になりましたので、ただ今から、赤穂市地域公共交通会議を開催いたします。本日はお忙しいところ、また、遠方にもかかわらず会議にご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の司会進行をさせていただきます、赤穂市市長公室長の高山です。よろしくお願いします。

議事に入ります前に、本日の会議に報道機関等から、傍聴の申し出がございますので、皆様にお諮りしたいと思います。会議の傍聴につきましては、赤穂市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定に基づき、原則公開となっておりますが、詳細につきましては、後ほどご協議をいただく会議規程で、その取り扱いを決定することになっておりますので、現段階では傍聴について明確な規定がございません。従いまして、本日の会議に限り、公開、非公開のご決定をいただきたく、皆様方にお諮りをいたします。本日の議事内容は、お手元のとおりでありますので、会議の冒頭から傍聴を認めることとしたいと思っております。ただし、写真等の撮影希望があれば冒頭までとし、会議中の撮影、録音はできないこととしたい、と考えておりますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」

異議なしというお言葉をいただきましたので、傍聴を認めるということで、傍聴の方にお入りいただきます。しばらくお待ちください。

(傍聴者、報道入室)

お待たせいたしました。

報道の方をお願いいたします。会議中の写真撮影等をご遠慮いただきますので、ただ今から、会長あいさつまでの間のみ、写真等の撮影を認めたいと思っております。必要な方は、この時間をお願いいたします。

(撮影)・・・よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、会長であります明石副市長よりごあいさつを申し上げます。

明石会長

本日は、年の瀬を迎え、大変お忙しい中、第1回赤穂市地域公共交通会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素より、本市行政の円滑な推進につきまして、各般に渡りご理解、ご協力を賜わっておりますこと、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げますとともに、皆様には、公私ともお忙しいところ、当会議の委員、専門員にご就任をいただきましたこと、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、地域公共交通につきましては、様々な課題がある中、本市におきましては、バス交通不便地域の解消、高齢者や障がい者等の移動手段の確保などを図るため、平成17年10月からコミュニティバス「ゆらのすけ」を運行いたしております。また本年3月からは、定住自立圏構想推進事業として、隣接する上郡町及び備前市の3市町で「圏域バス」を運行するなど、市民の皆様の利便性の向上に努めてきたところでございます。

公共交通は、地域の足として、特に市民の皆様の日常生活に大きな影響を及ぼすものでありますので、バスやタクシー、JRも含めた地域全体の利便性の向上が求

められております。

本日は、住民の皆様からの関心も高い公共交通につきまして、ご協議をいただくため、住民代表の皆様をはじめ、事業者の皆様、そして関係機関の職員の皆様にお集まりいただいたところでございます。

委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますとともに、今後とも本市発展のためのお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局

ありがとうございました。報道関係の方、以上で撮影の時間を終了いたします。

続きまして、3の委員、専門員等の紹介に移らせていただきます。

本日配布いたしております名簿の順に、お名前をお呼びしますので、その場でご起立のうえ、一言自己紹介をお願いいたします。

改めまして、会長の明石副市長です。

次に、赤穂市より、田淵総務部長です。

同じく赤穂市より、三谷教育次長です。本日は所用のため欠席させていただいております。

次に、株式会社ウエスト神姫より、村上正弘様です。

次に、公益社団法人兵庫県バス協会より、中澤秀明様です。

次に、赤穂タクシー株式会社より、富田新介様です。

次に、赤穂神姫タクシー株式会社より、西川英也様です。

次に、御崎タクシー株式会社より、佐用大輔様です。

次に、赤穂市自治会連合会より、木村音彦様です。

同じく赤穂市自治会連合会より、木虎勇様です。

次に、赤穂市女性団体懇話会より、清山美千子様です。

次に、赤穂市老人クラブ連合会より、有吉一美様です。本日は所用のため、代理として、寺脇治夫様にご出席をいただいております。

同じく赤穂市老人クラブ連合会より、山手良友様です。

同じく赤穂市老人クラブ連合会より、柴原幸子様です。

次に、株式会社ウエスト神姫労働組合より、和田昌樹様です。

続いて、専門員の皆様をご紹介させていただきます。

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部より、新屋敷昭一様です。

次に、兵庫県赤穂警察署交通課より、田路正信様です。本日は所用のため、代理として、交通課笹岡至人様にご出席をいただいております。

次に、兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課より、竹林誠様です。本日は所用のため、代理として、交通政策課の荻裕之様にご出席をいただいております。

次に、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所より、寒川美樹様です。

なお、委員の皆様には、市長からの委嘱書及び任命書を机の上に置かせていただいておりますので、ご確認をいただきますとともに、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

改めまして、市長公室長の高山です。

建設経済部地域活性化推進担当安部参事です。

産業観光課永石観光担当課長です。同じく、岸本係長です。同じく、田淵事務員です。企画広報課東南課長です。同じく、平野係長です。同じく、宮本主査です。委員並びに専門員、事務局の紹介は以上です。この後の進行につきましては、会長であります、明石副市長にお願いしたいと思っております。

明石会長

それでは議長を務めさせていただきます。

早速ではありますが、次第に基づきまして5の報告事項に移らせていただきます。

赤穂市地域公共交通会議設置要綱の制定及び赤穂市地域公共交通会議分科会規程の制定につきましては、それぞれ関連がありますので、一括して説明をお願いしたいと思います。事務局、説明をしてください。

事務局

失礼いたします。それでは、赤穂市地域公共交通会議設置要綱について、ご説明いたします。

資料の3ページをお願いします。まず第1条、目的としまして、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法の規定に基づき、赤穂市地域公共交通会議を設置します。

次に、第2条、協議事項として、(1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項(2)交通会議の運営方法及びその他交通会議が必要と認める事項としています。

次に、第3条では、会議の構成員は委員及び専門員とし、市長が、第1号から第5号に掲げる者から委嘱、又は任命するとしています。また、委員の任期は2年とし、再任することができるとしています。第5項では、専門員として国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県の関係機関の職員、及び専門的知識を有し、必要と認める者としています。

次に、第4条で会長及び副会長について規定し、会長は、赤穂市副市長が務め、副会長は、委員の中から互選するとしています。

次に、第5条として、会議は会長が招集し、議長となるとしています。また、次のページ、第4項として、会議には必要に応じ委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができるとしています。

次に、第6条として、議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するとしています。また、第7条では、議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重することとしています。

次に、第8条で、この会議は原則として公開するとしています。

次に、第9条では、交通会議は協議事項の一部について調査、審議を行うため、分科会を置くことができるとし、委員は会長が指名するとしています。

次に、第10条として、会議の庶務は、企画広報課及び産業観光課に置くとし、次に、第11条として、この要綱に定めるほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める、としております。

最後に、付則であります、この要綱は10月1日から施行する。としています。

続きまして、赤穂市地域公共交通会議分科会規程について、ご説明いたします。

5ページをお願いします。第1条、この規程は、赤穂市地域公共交通会議設置要綱第9条第3項の規定に基づく分科会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものであります。

第2条、所掌事務は、交通会議から付託された事項について、調査又は審議するとしています。

第3条、組織として、分科会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長及び副委員長は、委員の互選とするとしています。

第4条では、会議について規定し、会議は委員長が招集し、また会議の議長となるとしています。第5条では、会議には必要に応じ関係者の出席を求めることができるとしています。

次に第6条で、委員長は、分科会における調査及び審議の意見を集約し、その結果について交通会議に報告するものとする。としています。

次に、第7条として、会議の庶務は、要綱第10条に定める企画広報課及び産

業観光課で処理することとし、次に、第8条として、この規程に定めるほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める、としております。

最後に、付則として、この要綱は10月1日から施行する。第1回の会議の招集については、第4条第1項中、委員長を会長と読み替える。としています。説明は以上であります。

明石会長 　　ただ今の説明に対しまして、ご質問等ありましたら、お願いします。

委員 　　設置要綱第2条第1項中、「乗合旅客運送」という表現がありますが、できましたら乗合という言葉を外していただけないでしょうか。これでいきますと、いわゆるバスだけが対象になってしまうと思いますので、タクシーも公共交通と説明させていただくためには、乗合という言葉削除してほしいと思います。

事務局 　　まずこの会議の意味合いですが、地域公共交通サービスをどのように市民に提供していくか、というのが根本にあります。バスだけでなく、タクシーも含め、住民の利便性向上を目指して乗合として協議していくものですので、乗合という言葉につきましては、このままでいかせていただきたいと思います。

委員 　　乗合になりますと、タクシーでも可能とも思いますが、ほぼバスに限定された話になってしまうと思います。旅客という言葉からすれば問題はないかとは思いますが、広義にとらえるということはどうでしょうか。

専門員 　　まず、この要綱には国で定めたモデルがありまして、基本的にそれに基づいて制定されていると思いますので、他の自治体でもこのような書き方をしています。ではなぜ乗合旅客と書かれているかといいますと、交通会議で協議を調えた場合、乗合旅客については届出の緩和が受けられるので、緩和を受けるために協議をしているということを明確にするために乗合という言葉が入っています。例えばタクシーについてこの会議に諮った場合、許認可を求める際に、緩和がなされるのであれば、ここに乗用という言葉が入ってくるかと思われます。乗合については緩和措置があるからここに記載されている、ということです。タクシーを含めて公共交通をどうするかということは、第2条第2項のその他交通会議が必要と認める事項の中で議論するというのが、他の自治体のケースです。

明石会長 　　よろしいでしょうか。その他質問等ございますか。それでは、赤穂市地域公共交通会議設置要綱の制定及び赤穂市地域公共交通会議分科会規程の制定につきましては、終わらせていただきます。

　　続いて、赤穂市のバス運行状況に移らせていただきます。事務局、説明をお願いします。

事務局 　　それでは、赤穂市のバス運行状況について、説明いたします。

　　別冊の赤穂市のバス運行状況をご覧ください。表紙にも記載しておりますが、赤穂市では、3つの形態のバスが走っており、コミュニティバス「ゆらのすけ」、東備西播定住自立圏形成推進協議会により「圏域バス」、そしてウエスト神姫さんによる路線バスです。それぞれの運行の概要等について、説明をさせていただきたいと思います。

　　めくっていただき、1ページをお願いします。まず、コミュニティバス「ゆらのすけ」から説明をいたします。

　　導入目的と運行概要ですが、導入目的は、記載のとおり、市内のバス交通不便

地域の解消、高齢者や障がい者等の移動手手段の確保、公共施設等への交通の利便性を図ること。であります。次に運行の概要ですが、計画主体は赤穂市が、運行主体は株式会社ウエスト神姫が行っております。

運行開始は、平成17年10月から南北ルートA及びBルート、東西ルートの3ルートを、また18年7月から高野ルートを加えまして、全部で4ルートで運行をしています。車両は、写真にありますような青いバスで、31人乗りの小型バス1台を使い、運行しています。

運行日は、月曜日から土曜日までの週6日間で、日曜日と年末年始は運休としています。運賃は、均一制で、小学生以上、1回の乗車につき100円です。

次に、ルート及び時刻表ですが、運行ルートは表に掲記のとおり4ルートで、曜日ごとに、それぞれ週2日ずつ運行をしています。

次の2ページには、路線図を掲載しておりますので、あわせてご覧いただければと思いますが、まず、南北ルートAは、赤い線になりますが、赤穂市の北部、有年東部地域から千種峠を經由して、イオン赤穂店や市民病院、赤穂駅など市街地を結ぶルートとして、一日に3往復しています。

次に、南北ルートBとしまして、緑色の線になりますが、有年の西部地域から、高雄地区を經由して、Aルートと同じ市街地を結ぶルートとして、一日に3往復しています。

次に、東西ルートとしまして、青色の線になりますが、赤穂市の西部、福浦地区から城西地区を經由して市街地を結ぶルートとして、一日に2.5往復しています。

次に、高野ルートとして、オレンジ色の線になりますが、赤穂市坂越地区と高野地区から、市街地を結ぶルートとして、一日に2往復しています。

時刻表やバス停などの詳細につきましては、別添のパフレットをご覧くださいいただければと思います。また、1ページの一番下には、参考としまして「ゆらのすけ」の名前の由来について記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして3ページには、ゆらのすけダイヤグラムを、ルート別に掲載いたしております。南北ルートAと南北ルートBは、ほぼ同じ時間帯に運行しておりますが、東西ルートと高野ルートは同じ日に走っておりますので、回送を入れますとほぼ1日中走行していることとなります。

次に、4ページをお願いいたします。利用者数の推移について、平成17年の運行開始から平成23年度末までの総数及びルート別の利用者数を記載しております。

まず、総数は、23年度末現在で151,273人で、年間では2万3千人から2万4千人の間で、ほぼ一定した数で推移しています。ルート別では、南北ルートAが年間約7,000人、南北ルートBが約7,600人、東西ルートが約5,500人、高野ルートが約3,000人となっています。下段のグラフを見ていただきましても、どのルートもほぼ一定の利用者数で推移しております。

続きまして、5ページをお願いします。1日当たり及び1便当たりの利用者数であります。1日当たりの利用者数は、23年度末現在までの平均で75.7人、1便当たり10.9人となっております。(計画時は、1日当たり42人(1便7人)を大きく上回る利用)

また、ルート別の1日当たりの利用者数及び1便当たりの利用者数を掲記いたしておりますが、特に1便当たりの利用者数につきましては、南北ルートAが11.4人、南北ルートBが12.5人、東西ルートが11.3人、高野ルートが7.6人となっております。(バスの座席数14席、満席に近い状況)参考としまして、総括及びそれぞれのルート別の1日当たり、1便当たりの利用者数を、グラフに

して添付いたしておりますが、どのルートもほぼ平均化しています。

また7ページには、平成23年度のルート別、停留所別の乗降数を一覧にしてありますが、どのルートもジャスコ（イオン赤穂店）と市民病院へ行かれる方の乗車が多いことが特徴です。

続きまして、8ページ、運行経費についてであります。年度別の運行費用と、運行に係る運賃収入、その他の収入、そして市からの補助金額を一覧にしています。運行費用は年間で約1,000万円で、その費用は、運賃をはじめ、その他収入、市の補助金で賄っていますが、その他収入のなかには、財源確保として、平成20年度に目覚まし時計3,000個を作製・販売した収入、60万3,558円が含まれております。なお、費用に対する運賃収入と市補助金の割合は、平成23年度で22.3%、市からの補助金は77.7%となっています。これらの数値は、カッコの参考1と参考2として説明しておりますが、まずカッコ1では運行収支比率について説明しております、県平均28.8%に対し、ゆらのすけは22.3%という状況です。ただし、県の平均値のうち、掲記の都市部4市町の数値（平均40.9%）を除く県の地方部21市町で比較した場合は、平均で18.8%となり、ゆらのすけの方が、県の地方部平均を上回る率になります。また、カッコの2として、23年度市補助金の財源内訳を記載しております。7,626,000円のうち、国の特別交付税と、県から補助金をいただき、残りの996,200円が市の一般財源、税金からの支出という内訳になります。いずれにいたしましても、市としましては、一人でも多くの方にご利用をいただき、運賃収入を上げ、市の補助金を下げていくことが重要と考えておりますので、今後も利用の促進に向け、周知等に努めていく必要があります。

次に9ページ、圏域バスについて、ご説明いたします。圏域バスは、定住自立圏構想といいまして、資料の一番下にも説明の記載をしておりますが、国が進める定住自立圏構想という事業に、赤穂市、上郡町及び岡山県備前市の3市町で取り組んでいます。これは、3市町が一つの圏域をつくり、様々な分野で相互に連携・協力をしながら事業を行っていますが、その中核的な事業として、3市町を結ぶバスを運行し、住民の移動手段の確保、利便性の向上及び地域の活性化を図っているのが、圏域バスであります。

まず、運行の概要についてであります。方式は、計画主体が3市町で構成する東備西播定住自立圏形成推進協議会で、運行主体がウエスト神姫と日生運輸の2社となります。運行開始は、上郡ルートが本年2月27日、備前ルートが3月5日で、現在試験運行期間中でございます。運行日は、ゆらのすけと同様、月曜日から土曜日の週6日間で、日曜日及び年末年始は運休としています。

運賃は、小学生以上が対象で、1回の乗車につき、赤穂市内100円、上郡町内100円、備前市内200円で、市町域を越えた場合は全て200円としています。

次に、ルート及び時刻表ですが、運行ルートは掲記のとおり、上郡町と赤穂市を結ぶ上郡ルートと、備前市と赤穂市を結ぶ備前ルートの2ルートです。

次の10ページには、路線図を掲載しておりますので、あわせてご覧いただければと思いますが、まず、上郡ルートは、ウエスト神姫が運行し、上郡駅と赤穂市民病院を発着とし、有年東部地域から高雄地区を経由するルートで、一日に2往復しています。

また、備前ルートは、備前市立吉永病院とイオン赤穂店を発着とし、大津地区、赤穂市民病院を経由するルートで、一日に2往復しています。

運行は、月曜日、水曜日、金曜日の3日間を日生運輸（備前バス）が、火曜日、木曜日、土曜日の3日間をウエスト神姫が行っております。詳細につきましては、別添のパフレットをご覧いただければと思います。

続きまして11ページには、ダイヤグラムを、ルート別に掲載いたしております

す。1日2往復のため、比較的余裕のあるダイヤとなっております。

次に、12ページをお願いいたします。利用者数の推移ですが、両ルートとも運行開始以降、9月末までの利用状況を月別に集計し、記載をしております。

上郡ルートの利用者総数は3,604人で、1日当たり19.4人、1便当たり4.8人が利用し、備前ルートでは利用者総数は2,012人で、1日当たり11.2人、1便当たり2.8人、両ルートを合わせた総数は5,616人、1日当たり30.2人、1便当たり3.8人となっております。

13ページには、ルート別、停留所別の乗降数の一覧を掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思いますが、上郡ルートではイオン赤穂店、赤穂市民病院を利用される方が多く、特に赤穂市民病院を利用される方が多いのが特徴です。備前ルートは、イオン赤穂店を利用される方が多いのが特徴となっております。

次に、14ページをお願いいたします。路線バスについてですが、赤穂市内の路線バスはウエスト神姫のみが運行をしております、参考として路線図を掲載しております。

次のページからはウエスト神姫さんの資料になりますが、15ページには運行系統別に色分けがされた路線図を、また16、17ページには時刻表を掲載しております。運行数に多い、少ないはありますが、全ルートとも原則、毎日運行されており、特に尾崎、御崎地区は30分に1本で運行され、JRの発車時間に合わせたダイヤとなっております。

次に、18ページをお開きください。赤穂市全体のバス運行状況として、ゆらのすけ、圏域バス、路線バスをそれぞれ色分けし、全ての路線を掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思いますが、有年地区や、西部地区などは、「ゆらのすけ」や「圏域バス」と一部ルートが重なりますが、尾崎、御崎地区や千鳥地区、坂越・小島地区及び大泊地区、バス停ではアース製菓前となっている地域では、路線バスのみの運行となっております。

続きまして、19ページをお願いいたします。赤穂市の人口の推移等の資料を添付いたしております。平成22年までは国勢調査人口を、それ以降につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を年齢3区分別に掲載しております。

まず、赤穂市の人口は、平成12年までは大きな変動ではありませんが少しずつ増加をしていましたが、平成17年で減少に転じ、平成22年では5万523人となっております。また、年齢3区分別割合も全国的な動向と同様に、年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しています。今後の推計人口でも、更にこの傾向が続き、平成32年には人口が48,085人で、年少人口の割合が11.2%に減少するのに対し、老年人口の割合は32.6%に増加すると推計されております。

また、次の20ページには、各年度の3月末現在の住基人口を地区別で記載しておりますのでご参考にしていただきたいと思います。この中では、特に市全体の高齢者比率が25.89%となっておりますほか、福浦地区や、高雄地区、有年地区などは高齢者人口の比率が高くなっています。今後も、全ての地区において、この傾向となることが予測されておりますので、バスやタクシーなど公共交通の役割は、今後益々高まるものと予想されております。

事務局からのバス運行状況についての説明は以上です。

明石会長

ただ今の説明に対しまして、バス事業者さん、タクシー事業者さんの方から、利用状況など追加説明等がありましたら、お願いできますでしょうか。

委員

(バス事業者)

それでは、お手元にお配りしております資料に基づきまして、バス会社としての現状、課題等につきまして説明させていただきます。ウエスト神姫と神姫バスグループ全体の話から説明させていただきます。

会社概要としましては、平成8年10月1日にウエスト神姫を設立しまして、親会社の神姫バスから路線を移管し、事業を開始しています。事業内容は一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、本社は相生市、従業員数は143名、車両数は107両、乗合96両、貸切11両となっております。続きまして、バス事業の大きな変化ということで、全国の数字を含んでおりますが、乗合バスの輸送人員、営業収入、事業者数の推移でございます。一番最初の転機は平成14年の乗合バス規制緩和、これを機に事業者数が増えていっています。そして平成18年10月1日で事業区分の変更ということで、乗合タクシー事業者なども乗合事業者として取り扱われるようになりまして、平成19年から事業者数が大幅に増えております。営業収入・輸送人員はずっと減少してきておりますが、事業者数は増えているというのが現状です。そこで、不採算路線の撤退、路線バスでは維持できない地域については、地方の公共交通が衰退するという傾向があります。

続きまして、輸送人員の状況であります。乗合バスにつきましては、昭和40年代には90,253千人であったものが、平成16年では一番減っておりまして、30,659人、それから少し持ち直しまして平成23年では昭和40年代の約半分であります、45,239千人となっております。理由としましては、少子高齢化、自家用車・バイク・自転車等の普及が考えられます。続きまして収支状況の推移ですが、高速バスを除く一般路線の状況です。平成23年では平成17年に比べまして、経常損益が増加しております。これは、ウエスト神姫では平成22年度に相生地区、平成23年度に山崎地区について神姫バスより路線移譲があった関係で、収益は増えておりますが、収支については逆に悪化している状況でございます。費用面においては、原油価格の高騰が収支を悪化させています。

続きまして施策ということで、一般路線バス事業について、神姫バスグループでは地方部では分社化によって事業を維持しております。それから、管理の受委託実施によるコスト削減、グループ会社への路線移管ということで、先ほど申しあげた相生地区、山崎地区においては移管が進んでおります。続きまして、乗合バス事業における地域協働施策ということで、事例ですが、本日赤穂市さんが設置されました地域公共交通会議をもちまして、兵庫県下41市町のうち、35市町が設置されているという状況です。コミュニティバスにつきましては、神姫バスグループでは赤穂市を含め19市町で約100ルートを運行しております。その他地域住民とのつながりということで、小学生を対象とした安全教室を開催し、事故防止、バスの乗り方を知ってもらい、利用促進に関する活動を行っています。

続きまして乗合バスの利用促進策ということで、ダイヤ関係につきましては、赤穂市におきましては路線バスの赤穂駅への接続を前提としたダイヤ設定、それからスクールバスの授業と時刻をあわせた設定を行っております。運賃につきましては、エコ定期券制度の導入、割引率の高い長期定期券の発売、他のエリアではNicoPaの導入、高齢者運転免許証返納割引の実施を行っております。それから、情報関係につきましては、インターネットによる運賃・ダイヤ検索システムの導入、自治体におかれましては、広報による情報提供を行っていただいております。駅前には、乗車券発売窓口を設置し、手持ち時刻表などを配布しております。そして、何よりも安全・安心ということで、運輸安全マネジメントの実践におきまして、乗務員教育の継続により、お客様に安心してご利用いただけるサービスを提供いたします。また、これからのバス事業の可能性ということで、環境問題につきまして、企業様の意識変化としまして、エコ通勤、モビリティマ

ネジマントの取り組みというのが進んでおりますが、一緒になって取り組んでいきたいと思っております。事例といたしまして、神戸製鋼加古川製鉄所様の自家用車からバスにという取り組みをあげております。

続いて地域公共交通の今後のあり方ということで、今回タクシー業者様も出席されていますが、自宅からバス停でバスに乗り換えて、バスは幹線、コミュニティバスはよりミニマムな輸送ということになります。駅から鉄道へとそれぞれの役割を果たして、住民の足として機能したいと考えております。今後につきましては、少子高齢化、環境問題、交通格差社会の進展ということで、今回設置されました公共交通会議におきまして、一緒に考えて参りたいと思っております。長くなりましたが、以上でございます。

明石会長 ありがとうございます。タクシー事業者の方から利用状況につきまして、何かございますか。

（ありません）

それでは赤穂市のバス運行状況については、終わらせていただきます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。第1号議案の役員の選任に入らせていただきます。副会長は、設置要綱第4条第3項によりまして、委員の中から互選することとなっております。いかがいたしましょうか。

「事務局一任」

事務局案はありますか。

事務局 赤穂市自治会連合会会長の木村委員にお願いしたいと思っております。

明石会長 事務局から、木村委員にお願いしたいとの提案がございましたが、みなさんよろしいでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございます。

木村委員さん、よろしく申し上げます。木村委員さん、前の席にお願いできますでしょうか。

（木村委員、席移動）

それでは、木村副会長より、一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

木村副会長 失礼いたします。ただ今、副会長に選任いただきました自治会連合会の木村と申します。公共交通につきましては、ご案内のとおりであります。年々高齢化率も高くなっております。聞くところによりますと、毎年のように二十数名の方が免許証を返納されているということでもあります。公共交通は市民の足として非常に重要であります。これまで以上に市民の足が、さらに暮らしが便利になりますように、皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。微力ではあります。精一杯つとめますので、よろしく願いいたします。

明石会長 ありがとうございます。今後とも、よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、第2号議案コミュニティバス増便運行計画の進め方についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 この地域公共交通会議の案件は、全ての公共交通を対象といたしますが、今回事務局では、コミュニティバス「ゆらのすけ」の増便について、皆様にご協議をいただきたいと考えております。現在、コミュニティバス「ゆらのすけ」の運行につきましては、先程説明させていただきましたとおり、1台のバスで市内4つ

のルートを実行いたしております。平成17年10月の運行以来、18年7月に高野ルートを増設するなど住民サービスの向上に努めてまいりましたが、この間、市民の皆様からは、「ゆらのすけ」の増便や、ルートの見直しなど様々なご要望を頂戴してまいりました。

このような状況の中、市としましては、市民の皆様をはじめ、事業者のご同意をいただき、ルートを増設など、ご要望に応じてまいりたいと考えております。具体的には、本年3月から運行されております東備西播定住自立圏 圏域バスのうち、備前ルートにつきましては、備前バスとウエスト神姫が隔日で運行しております。ウエスト神姫が運行している火曜日、木曜日、土曜日以外の3日間、月曜日、水曜日、金曜日につきましては、ウエスト神姫のバスが運行されていないため、この3日間について、赤穂市のコミュニティバスに活用したいと考えております。

しかしながら、この圏域バスにつきましては、現在、実証運行期間中であるため、正式には東備西播定住自立圏形成推進協議会で本格運行の決定がなされた後のこととなりますが、市としましては、圏域バスの本格運行に合わせて、ゆらのすけを運行したいと考えており、本格運行の決定前ではありますが、この時期からゆらのすけ増便計画について皆様のご協力をいただきたいと思いますと考えております。

特に、このバス事業につきましては、地域に密着した事業でありますので、市民の皆様、事業者の皆様からご意見をいただき、課題を整理しながら、皆様のご理解をいただいた上で運行したいと思っております。このため、事務局としましては、具体的な計画につきましては、分科会を設置して、改めてこの全体会議に諮りたいと考えております。

このような形で今後の会議を進めていきたいと考えておりますので、皆様のご承認をいただければと考えております。

明石会長 事務局の説明は終わりました。ただ今事務局から、具体的な協議は、分科会で原案を作成したうえで改めてこの会議に諮りたいとの説明がありました。これにつきまして、ご質問・ご意見のある方は挙手により発言願います。

委員 圏域バスを利用することについて、助成等の関係で支障はないのでしょうか。

事務局 ウエスト神姫さんが所有するバスを利用させていただきますので、利用につきましては問題はないと考えております。

委員 これから話を進めていくということですが、そもそも増便の必要はあるのでしょうか。

事務局 市民の皆様からは様々な要望をいただいております、今の運行状況から、増便しないと対応できない状態となっております。

委員 それは分かるのですが、増便を前提に話を進めていくということでしょうか。それとも増便をしないことも検討されるのでしょうか。

事務局 圏域バスの本格運行にともなう空き時間を利用した計画として、増便を前提に進めさせていただきたいと考えています。

委員 先ほどの参考資料にもありました、市の補助金や国の補助金額を変えずにルートや便を増やしていこうということでしょうか。税金が余分にかかったりという

ことはないのでしょうか。

事務局 増加分の運行経費が追加されますので、その分の補助金の増額が予想されます。

委員 利用者数が多いとは思えないのですが、運賃を上げるということは考えられないのでしょうか。

事務局 運賃については変更なしで考えております。

明石会長 先ほど料金のご質問もございましたが、この会議の設置の趣旨について、もう一度事務局から詳細に説明をお願いします。

事務局 コミュニティバス導入の趣旨は、先ほどの運行状況の資料にもありましたとおり、市内の交通不便地域の解消、高齢者や障がい者等の移動手段の確保、公共施設等への交通の利便性を図ることでございます。市民の要望等に応じていくためには、可能な範囲で、増便について前向きに考えてまいりたいと思います。

委員 今後高齢化が進んでいく中で、当然交通弱者の方へのサービス、細かい運送、効率よく運行していくことが必要となっている中、バスを含めた交通機関が手助けを行うことについては問題はないと考えております。ただ、地域公共交通機関としてタクシーも認められているわけですが、バスを大動脈、タクシーを毛細血管と例えると、細かな運送手段が出てきますと、正直なところタクシー事業者には影響が出てまいります。このような話の中でたたき台を作るときに、タクシーが出てきませんが、これは他の地域でも言われていることだと思います。できることならば、もう少し前の段階から、先ほどウエスト神姫さんの説明資料の中にもありました、自宅と、コミュニティバスとバス停の間を埋めようというのがおそらくこの会議の目的だと思いますが、そこにはバスだけでなくタクシーも入れていただけたら、より細かなサービスが提供できると思います。今できあがっている案を変えることが次の分科会の中でできるのか、ということですが、もしそれはできないというのであれば、バスだけの話になってしまいますので、ご意見を伺えればと思います。

事務局 具体的なコース等はまだ決めておりません。今後の分科会におきまして、タクシーの特徴も活かしながら、タクシー事業者さんとも一緒になって考えていきたいと思っております。市としましてはバスもタクシーも市民にとってなくてはならない公共交通機関と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員 分科会の委員の選任はこの場で行うのでしょうか。

事務局 はい。この会議で選任させていただきたいと思っております。

専門員 先ほど委員さんも言われた件につきまして、国の考え方について説明したいと思っております。まず住民の足を確保したいというのが、一番重要な部分です。では、どこに任せていただいたらいいのかといいますと、管理がしっかりしているということから既存のバス会社またはタクシー会社です。タクシーも公共交通機関という位置づけになっております。経費の面でどうしてもそのようなところに任せられないという場合に、最後の手段として、自家用有償運送という制度がありますが、やはり運行管理がおろそかになっているケースがあり、何度か自治体に文

書警告をしたこともあります。日々安全を念頭において事業をされているところに委託をしていただきたいと考えております。

専門員

バスとタクシー、それぞれに得意な点があると思いますので、圏域バスの計画のときにも申しあげましたが、ぜひゆらのすけの増便計画を作成される際には、バスとしてはこういう輸送断面を担うという基準をしっかりと決めていただきたいと思います。例えば30人がずっと乗るラインをタクシーが担うというのは無理がありますので、30人のラインなのか、20人なのか、10人なのかという基準を明確に決めていただいて、そのラインを下回るようであるならば、タクシーの領域だというように役割分担が可能だと思いますので、補助金の要綱にも来年からその点を入れる予定でありますが、既存分を含めてその点を検討してほしいというのが県の立場です。

赤穂市は比較的多くバスが走っているという印象がありますが、利用がないと当然なくなっていきます。住民の方にとってはそれらが一括して記載されているルート図・時刻表がないというのはやはり不便ですので、タクシー事業者さんも含めた公共交通総合時刻表として、費用を出し合っただきながら、一冊これを見ればわかるというものを作成していただければ、利便性の向上につながると思います。ぜひご検討ください。

明石会長

本日のご意見も参考にしながら、分科会で協議をお願いし、原案を作成していただき、その後会議に諮るということで、よろしいですか。

「異議なし」

ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

続いて分科会委員の指名について、事務局からお願いします。

事務局

分科会委員につきましては、設置要綱第9条で、委員の中から会長が指名するとなっておりますので、住民代表及び事業者の方から6名をご指名させていただきます。

株式会社ウエスト神姫の村上様、タクシー事業者の代表としまして赤穂神姫タクシー株式会社の西川様、赤穂市自治会連合会の木村様、赤穂市女性団体懇話会の清山様、赤穂市老人クラブ連合会の有吉様、同じく柴原様の6名をお願いしたいと思います。

明石会長

ただ今分科会委員に指名させていただきました皆様、色々とお手を煩わせますが、よろしく願いいたします。

続きまして、7その他に移らせていただきます。まず、1の会議規程につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。それでは、資料の8ページをお願いします。

赤穂市地域公共交通会議 会議規程について、ご説明いたします。主な箇所についてご説明いたします。

まず、第1条で、この規程は、赤穂市地域公共交通会議の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるとしてあります。第2条で、会議の議長について規定し、第3条で、傍聴人の決定方法等について定め、傍聴の定員は、会場の規模に応じて決定する、としてあります。

次に、第4条で、傍聴人の遵守事項を、また、第5条で、傍聴人は全て議長の指示に従わなければならない、と定めています。次に、第6条で、会議概要を作成し、公開するとしてあります。なお、作成は、委員等の具体名を明記しない形で、

行いたいと考えています。最後に、この規程は、平成24年12月26日から施行するとしています。説明は以上であります。

明石会長 事務局からの説明は終わりました。会議規程についてご質問ございませんか。ないようですので、今後はこの規定に基づき、会議を進めていきたいと思えます。次に、2のその他ですが、事務局から何かありますか。

事務局 今後の進め方ではありますが、圏域バスの本格運行とも大きく関係することから、現時点で決定したものではありませんが、まずは分科会におきまして、原案を作成し、圏域バスの本格運行の決定を待って、改めてこの全体会議を開き、ご協議をいただきたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。以上です。

明石会長 事務局から、今後の進め方について説明がありました。全体会議につきましては、圏域バスの本格運行の決定を待って改めて開催したいとのことですので、皆様よろしくお願ひいたします。事務局、その他にありませんか。

事務局 兵庫県交通政策課より、バスに関する資料について説明したい旨お聞きしておりますので、説明をお願いしたいと思います。

明石会長 それではお願ひします。

専門員 バスにつきましては、乗らないことには残らないというのは事実ですので、県としましても、みなさんに乗っていただくため、バス協会さんから費用をいただきながら、「バスからはじめる公共交通」というパンフレットを作成しました。バスはあって当たり前という感覚がありますが、昨年の1月、兵庫県内のある市町から初めて路線バスがなくなり、路線バスが全く走っていないところが1つあります。理由は、利用がなかったためです。先ほども申しあげたとおり、赤穂市は比較的バスが残っていますが、乗らないとなくなりますので、分科会において、乗ってもらうためにはどうしたらいいのか、タクシー事業者さんを含めて公共交通の議論を深めていただきたいと思えます。もう一つの「バス検索はじめました」というパンフレットですが、先ほど時刻表のお話をさせていただきましたが、どこかへ行こうとするときに、バス、JRそれぞれの時刻表を検索しなければいけないというのは不便だと思いますので、有料の会員登録が必要にはなりますが、一括で県内のバスが検索できる仕組みを作りました。公共交通を使ってもらうには、このような取り組みが大事だと思いますので、配布させていただきました。

明石会長 ありがとうございます。他にありませんか。それでは、これをもちまして、本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

了

(15時25分)